

午前9時56分 開 会

○委員長（小松栄治） みなさん、おはようございます。本日は大変ご多用のところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙の日程のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたします。

本日の日程について、確認いたします。

審査日程にありますとおり、議案第76号の一般会計補正予算まで審査いたしましたら、休憩をして請願の対象となっております、「中仙公民館鶯野分館体育館」等を現地視察する、また併せまして所管事務調査を行いたいと、こう思っております。

視察終了後、再度お集まりいただきまして、請願等の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

審査に入りますが、その前に加藤健康福祉部長よりご挨拶をお願いします。部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（加藤実） あらためまして、おはようございます。

常任委員会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

おととい、秋田県を含む東北北部が梅雨入りしたという報道がありました。その梅雨入り前の先月18日でありましたけれども、大雨では昨年が続いて水害が発生してしまいましたが、これまでの経験を生かして早い段階で災害対策本部が設置されました。職員一同、夜を徹して対応に当たったところですが、健康福祉部では災害対策本部の組織におきましては、救援班、医療班の業務を担っており、特に避難所の設置運営が主たる仕事になります。

災害直後には、被害にあわれた方々の身体等の健康状態、または心のケアにも配慮いたしまして、各健康増進センターの保健師が被害地域を巡回訪問したり、電話をかけたりにして、健康管理等の支援活動を行ったことを、この場をお借りしまして、ご報告させていただきます。

また、ご審議をいただく前に、先に配布させて頂いた資料でございます。平成29年度決算ベースの「財政支援社会福祉法人の財務状況」、それに平成30年度版の「大仙市の福祉」並びに「大仙市の保健」、さらに「障がい者福祉ガイドブック」でございます。参考資料としまして、後ほどご覧になっていただければと存じます。

さて、本日の常任委員会におきまして、ご審議をお願いしております、健康福祉部所管の案件は、条例改正案1件、一般会計補正予算案3件であります。詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。それでは、審査に入ります。

議案第74号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐々木孝雄） 議案第74号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

資料No.1の議案書は、10ページと11ページになります。

市が定める放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの運営基準について、参酌基準である厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年第63号）」において放課後児童支援員の資格要件が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

放課後児童支援員は保育士資格などの基礎資格を有し、県が実施する研修を修了した者と規定しておりますが、今回の改正はその基礎資格に関するもので、条例第10条関係となります。

改正内容であります。一つ目は、条例第10条第3項第4号で、「学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者」を放課後児童支援員の基礎資格としているところであります。教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、教員免許状を取得した者を対象とするため、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正を行うものであります。

これまで、「教諭となる資格を有する者」の解釈として、教員免許状の更新がされて

いるか否かが明確でなかったことから、更新の有無にかかわらず、教育職員免許法第4条に謳われている免許状を取得している者を対象とする、と整理されました。

市の運用としましては、これまで、教員免許状の更新の有無による資格要件の区分けはしておりませんので、この改正による該当者の増減はございません。

二つ目は、第5号に規定している大学を卒業した者に、平成31年4月に制度開始する専門職大学において社会福祉学などの前期課程を修了した者を追加するものであります。

専門職大学は、大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するもので、前期課程と後期課程に区分する区分制が可能となっております。

三つ目は、第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに資格要件対象者とするものであります。

放課後児童クラブの勤務経験は豊富であるものの、高等学校を卒業していないため、放課後児童支援員になれない方がいることから、資格要件を拡大するものであります。

これにより、現在、市内の児童クラブで補助員として勤務されている方のうち4名の方が、新たに放課後児童支援員に該当することになります。

この条例の施行日は公布の日からとなりますが、専門職大学に関する第5号につきましては平成31年4月1日からとなります。

以上、条例改正案につきまして説明を終わります。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、ありませんか。はい、副議長。
- 委員（高橋幸晴） 今現在のこの従事している方々の身分といいますか、どのような方々が今現在従事しているのかということと、それから放課後児童クラブへ行く生徒さん方が年々増えていくということで、この放課後児童クラブで子どもたちをただ預かるでなくて、何かかしらのその役割っちゅうのが生じてくる可能性もあると思いますが、そこらへんの考えはどのように。これからの放課後児童クラブのもち方といいますか、それをちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（小松栄治） いいすかな。はい、課長。
- 子ども支援課長（佐々木孝雄） 最初のご質問ですけれども、身分といいますか資格の要件としましては、保育士の資格を持っている方が26名、高等学校を卒業して児童福

社事業に2年以上勤務されている方が70名、それから教員免許をお持ちの方が14名ということで、合わせて110名の方が放課後児童支援員として勤務されております。その他に補助員として、先ほど資格を有しない方ということで、補助員の方が約40名ほどいらっしゃいまして、今回の改正によりまして、そのうちの4名の方が放課後児童クラブの支援員の資格を有するということになります。

それから二つ目のご質問なんですけれども、これからの役割ということにつきましては、確かに放課後というので、開設時間は午後1時から午後7時まで開設しておりますけれども、支援員の方々につきましては、県で行っている研修などもありまして、それぞれ参加していただいてスキルアップを図っていただいて、子どもたちのより良い見守りの体制作りは今努めているところであります。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 今、これからの子どもたちの成長過程で昔と変わってきている点は、核家族で昔は祖父母、おじいちゃんおばあちゃんが居て、それなりの躰どががきちっとなされたというふうに思います。善悪とかそういうふうな将来の大人になってもこういうことはしちゃだめだとか、そういうことが自然と家庭の中で、家族の中でなされてきたわけですけれども、今はほとんどそういうことは、まあ学校でもやってはいるんですけれども、家庭の中ではなかなかやっていないような状況になってきていると思います。最近の若者がすごく凶悪な犯罪に走るという、そういうニュースがすごく多くなっているということで、我々地方、こういった農村地帯であれば、まだそこらへんの教育ってというのは、周囲の地域の人方が見ているわけで、都会の方のようにはまだそこまで心配ないと思いますけれども。やはりこの放課後児童クラブの中で、そういう昔の家庭で教育できなかったものを、何とか指導してやることができないもんだのかなということとをちょっと、そういうことで聞いたわけですが。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○子ども支援課長（佐々木孝雄） 躰の部分に関して放課後児童クラブの支援員の方々が対応できるかっていうと、ちょっと今いろいろ研修受けながらという段階ですので、その解決に対応できるのであればよろしいんですけれども、今まだそこまでってというのはなかなか難しいのかなと思いますけれども。いずれその研修、県の研修なども受けながらですね、そちらの方向に少しでも向けていけるようにこれから努めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。藤田さん。

○委員（藤田和久） つまらないことですが、これ支援員として、まずはっきり厚生省を通じて決めるということだと思っておりますが、これまでの実際に働いている人達の、支援員に認定できる対象が狭められたのか広がってきたのか、そこらへんちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○子ども師絵課長（佐々木孝雄） 支援員の対象としては、第10号の部分で新たに追加になったので、広がった部分となります。

委員長（小松栄治） 他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 議案第76号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明いたします。

資料は、お手元の資料No.2「6月補正に係る補正予算書」、資料No.2-1「主な事業説明書」並びに、追加で配布いたしましたA3横の右上に社会福祉課追加資料と記載された「第2回市議会定例会 教育福祉常任委員会資料」の3種類でございます。

はじめに、資料No.2-1「主な事業説明書」6ページをご覧ください。

3款1項7目62事業「介護保険施設整備事業費補助金」についてであります。

補正要求額は、８千５３８万円であり、財源につきましては、合併特例債８千１１０万円、一般財源４２８万円であります。

１の「P l a n」をご覧ください。

この事業は、市の「大型公益施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、「社会福祉法人ウォームハート」が計画している、特別養護老人ホーム新設に係る整備費の一部を助成し、特別養護老人ホーム入所待機者の増加傾向の緩和を図ることを目的とするものであります。

ここで資料の訂正をお願いします。

４の「A c t」で建物構造が、鉄骨造４階建てとなっておりますが、鉄骨造３階建てに訂正をお願いします。

これは、当初、屋上部分に屋根及び壁を有する階段室とエレベータホールのほかトイレを設置する予定であったことから、４階として階数に数えておりましたが、計画の変更によりトイレを設置しないこととしたこと、並びに、この部分の面積が約７０平方メートルと、建物の階数を数える際の基準として、建築基準法に規定されている建築面積の８分の１を下回っていることから、４階建てを３階建てに変更されたことによるものでございます。

何卒、ご了承のうえ訂正くださるようお願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。

あらためて、４の「A c t」をご覧ください。

設置主体が「社会福祉法人ウォームハート」、施設は鉄骨造３階建て、建設予定地は花館柳町の旧平安閣大曲跡地でございます。入所定員は４０人でございまして、工期は今年７月から来年２月までで、平成３１年４月の事業開始を予定してございます。

総事業費は、約９億５千４１６万円となっており、このうち補助対象とするのは、主体工事費及び外構工事費の合計８億２千４０４万円で、この補助対象額から県補助予定額１億４千１００万円を差し引き、市の補助金交付要綱に基づく補助率１２．５％を乗じて算定した８千５３８万円が市の補助として補正をお願いするものでございます。

続きまして、A 3 横の社会福祉課追加資料をご覧ください。

表紙をめくっていただき、１ページに建物の配置図を掲載しております。

図面の右側の市道に面する、現在、アスファルト敷きになっている場所に、計画建物が配置されております。

2 ページをご覧ください。こちらは、各階の平面図であります。

建物の1階部分は、事務室、会議室などの管理部門のほか、地域の皆さんが自由に利用できる地域交流ホールなどを整備する予定となっております。

2階と3階が入所者の居住部分となっており、各階ともに、施設中央のホールを挟んで区画が分かれており、2つの階で合計4つのユニットで構成され、1ユニットあたりの入所者は、それぞれ10人となっております。

なお、居室については、すべて個室となっております。

次に、資料No.2-1「主な事業説明書」に戻りまして、7ページをご覧ください。

3款1項7目63事業「地域密着型サービス事業所整備事業費補助金」についてでございます。

補正要求額は1億1千760万円であります。財源につきましては、全額、県が設置した「秋田県地域医療介護総合確保基金」を原資とした県補助金であり、市では、この補助金の交付を受け、事業者へ補助するものでございます。

1の「Plan」をご覧ください。

この事業は、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所など、地域密着型サービス事業所の施設整備を行う事業者に対して、施設整備費等に係る財政支援をすることにより、介護サービス提供基盤の整備促進を目的としたものであります。

4の「Act」をご覧ください。

補助対象事業者は、「株式会社えがお」と「有限会社ふぁいん」の2事業者で、それぞれが実施する認知症高齢者グループホーム、及び小規模多機能型居宅介護事業所の新設に係る施設整備費等の一部を助成するものであります。

事業者ごとの整備内容ですが、「株式会社えがお」が整備するのが、定員9床の認知症高齢者グループホームで、整備予定地は大曲上大町の羽後信用金庫大町支店の隣接地でございます。

「有限会社ふぁいん」においては、「株式会社えがお」と同じ、定員9床の認知症高齢者グループホームのほか、宿泊定員9床の小規模多機能型居宅介護事業所の2つの施設を併設する計画であり、整備予定地は大花町であります。

次に、補助単価についてであります。この補助金はハード部分として、1施設につき3千200万円を上限として補助する「施設等整備事業費補助金」と、ソフト部分として、備品購入費や開設前の介護職員等の雇い上げ経費などを対象に、整備床数1床に

つき80万円を上限に補助する、「開設準備等支援事業費補助金」の2本立てとなっております。

補助予定額の総額は、ハード部分にあたる施設等整備事業費補助金3千200万円×3施設の9千600万円と、ソフト部分にあたる開設準備等支援事業費補助金として、1施設あたり80万円×9床の720万円で、3施設分の2千160万円を合わせました1億1千760万円であり、今回補正をお願いするものであります。

続きまして、先ほどのA3横の社会福祉課追加資料をお願いします。

こちらの3ページと4ページが「株式会社えがお」の「認知症高齢者グループホーム」の位置図と施設平面図で、5ページから8ページまでが、「有限会社ふあいん」の認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所の位置図、配置図及び施設平面図となっております。

なお、ただいま説明いたしました「社会福祉法人ウォームハート」による特養の整備、並びに「株式会社えがお」、「有限会社ふあいん」による地域密着型サービス事業所整備につきましては、今年3月に大曲仙北広域市町村圏組合が策定した第7期介護保険事業計画に登載済みの事業でございます。

以上が、6月補正予算の社会福祉課が所管する事業の説明であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。藤田さん。
- 委員（藤田和久） 一施設3千200万円の国からの支出金ということになってますけれども、この「ひびき愛」の総工事費というのは分かりますか。もし分かったら、その次のやつも含めて教えてください。
- 委員長（小松栄治） 佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 「(株)えがお」の「ひびき愛」の総事業費ですけれども、総事業費5千160万9千円となっております。このうち補助予定額が、ハード部分3千200万円、ソフト部分が720万円、合わせて3千920万円となっております。続いて、「(有)ふあいん」の総事業費ですけれども、こちら二つの施設を整備するというので、総額で1億3千291万2千円の事業予定額となっております。補助予定額が、ハード部分が施設分となりますので6千400万円、ソフト部分が1千440万円、合わせて7千840万円の補助予定額となっております。

- 委員長（小松栄治） 藤田さん、よろしいですか。他にございませんか。小笠原さん、どうぞ。
- 委員（小笠原昌作） この社会福祉法人ウォームハートのどごは、前の平安閣のどごだすな。あそごに温泉出でらったんだけど、これも何か利用するもんですか。
- 委員長（小松栄治） 佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 温泉につきましては、源泉の所有者が別の土地の所有者になりますので、そこについては土地は購入できないといたしますか、しない予定ということで伺っております。
- 委員（小笠原昌作） はい、分かりました。
- 委員長（小松栄治） 他にございませんか。大山さん。
- 委員（大山利吉） 課長、これあれが、「(株) えがお」のやづこれ、羽後信用金庫大町支店の、あっこ解体どがする？何と、あの敷地さ建てるのだが。
- 委員長（小松栄治） 課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 羽後信用金庫大町支店の西側に、浜町交差点側なるんですけども、現在空き地になってございます。大町支店の市役所側の所が今デイサービスセンターということで、同じ事業者ですけれども建物がございます。
- 委員（大山利吉） この赤でこうやってる所が建設予定地じゃねごどだな、へば。
- 委員長（小松栄治） 課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 配布いたしました資料の、この赤線で囲んでいる所が建設予定地となっております、信用金庫がこの信号の所から横長といたしますか、という形になっております。
- 委員（大山利吉） この赤でやってるどごが建設予定地だが？
- 社会福祉課長（佐藤和博） はい。
- 委員（大山利吉） 予定地。なんとここさ羽後信用金庫大町支店って書いて赤で囲ってるもんだがら、ここが建設予定地っていうふうに。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 大変失礼いたしました。
- 委員（大山利吉） んだな、もう少し分かりやすくな。迷わねように。これなばちょっと、一瞬見ればごごさ建つのがと、信用金庫のどご解体してやるのがなと思う可能性もあるよ。もう一つのこれ、建設予定地。この図面見ですぐ、加藤アパートなんて書いて

あるども、この赤で囲ってる所が建設予定地だべ。予定地って書いて、この近隣にもう少し目立つ建物ねえもんだ。目立つ分がるんた建物。

○委員長（小松栄治） 課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） ちょうど図面の信号のマークありますけれども、ここの信号がバイパスから、パワー大曲店から入ってきたところで、ちょうどこの信号の左側の所にコンビニエンスストアがある交差点となります。

○委員長（小松栄治） 他に質疑がなければ、質疑を終結いたします。

次に、藤原生活支援課長。

○生活支援課長（藤原孝之） それでは、議案第76号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、生活支援課所管にかかる予算についてご説明申し上げます。

説明資料は、補正予算書で説明させていただきます。資料No.2「平成30年度大仙市補正予算」の11頁をお開きください。

11頁の一番下であります。3款3項1目10事業「生活保護事務費」であります。補正前予算額1千525万2千円に増額補正162万円をお願いし、補正後予算額を1千687万2千円とするものです。

現在、生活保護を適正に迅速に実施するため生活保護システムを導入しております。今回の補正は、このシステムに対して、平成30年10月1日より施行される生活扶助基準見直しに伴い、改修に係る委託経費の162万円を計上するものです。

なお、この補正額の財源は、2分の1の81万円を国庫支出金の「生活困窮者就労準備支援事業費補助金」のうちの業務効率化事業で、残り2分の1が一般財源となります。

以上、生活支援課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、教育委員会の審査終了後に一緒に行いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、説明職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午前10時32分 ）

(再 開 午前10時36分)

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、吉川教育長より、ご挨拶お願いいたします。

○教育長（吉川正一） おはようございます。

まずもって、議員の皆様からは、教育長としての再任をご同意いただき、改めて感謝申し上げます。

教育長に就任しましてこれまでの3年間、地域を元気づけ活性化につなげる「ふるさと博士育成事業」などを進めてまいりましたが、若者がふるさとで生きる志を持たせるまでには、まだまだであり、教育の面からの更なる地域活性化を目指したいと思っておりますので、今後ともご助言、ご指導をよろしくをお願いいたします。

さて、6月に入り学校教育、生涯学習関係とも、活動が本格化してまいりました。この後、花火伝統文化継承資料館の開館や2回目となる全国500歳野球が控えており、大仙市を活性化する良い機会として、その準備に努めてまいります。

それでは、本日の常任委員会における教育委員会関係の案件であります。大曲中学校水泳プール改築工事費の補正や花火伝統文化継承資料館の花火映像制作に係る補正など、3件でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。

それでは、再び議案第76号を議題といたします。当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第76号「平成30年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育総務課所管分について、説明いたします。教育総務課は、2件となります。

はじめに、「教育文化基金積立金」についてです。資料No.2の「平成30年度大仙市補正予算」を御覧願います。15ページをお開きください。

10款1項5目90事業の「教育文化基金積立金」になります。

これは、去る4月23日、元大曲市長の「故高橋司氏」の御遺族から教育文化に関する事業に役立ててほしいと30万円の寄附があったため、これを教育文化基金に積み立てるものであります。

御遺族の意向といたしましては、故人が大曲市民会館の建設に深い思い入れがあったということで、同会館の事業や改修に役立てていただければとのことのようです。今後、意向に沿う形で活用する方針です。

「教育文化基金積立金」については、以上であります。

次に、「大曲中学校水泳プール改築事業費」について説明いたします。

資料No.2-1の「主な事業の説明書」を御覧願います。17ページをお開きください。事業名は、「大曲中学校水泳プール改築事業費」であります。

このプールの改築工事に要する期間は、平成30年度及び平成31年度の2か年です。平成30年度の予算といたしまして、今回8千538万8千円を計上しております。財源内訳ですが、国庫支出金が1千420万5千円、市債が6千760万円、一般財源が358万3千円となっております。

年度当初の計画では、今年度のシーズン終了後に既存プールを解体し、来年度に新プールを建設する予定でしたが、今年度、かねてから要望しておりました国の交付金事業に採択されたことから、プール建設を前倒しして行うものです。

次に、2の「これまでの実績と成果」ですが、地質調査と実施設計を終えております。

次に、3の「問題と課題」ですが、このプールは昭和42年に建設され、50年以上が経過していることから、老朽化が著しいということでもあります。

次に、4の「今後の方向性と30年度事業の概要」についてであります。

既存のコンクリート製の50メートルプールを解体し、強化プラスチック製、いわゆるFRPと呼ばれていますが、25メートルの10コースの浄水型プールを建築するものです。2か年事業として工事を行い、来年7月初めの完成を目指してまいります。ほかに、来年度はプール周辺の整備も行う方針です。

表が三つございますが、真ん中の6月補正の表を御覧ください。全体のプール改築工事は建築工事費が2億1千340万5千円、設備工事費が3千978万4千円で工事費の計が2億5千318万9千円、設計監理費が117万5千円、工事監理費が438万4千円で委託費の計が555万9千円、合計2億5千874万8千円となっております。本事業は2か年の継続費を設定しますが、年度割額は30年度が合計で8千538万8千円、31年度が1億7千336万円となっております。

次に、プールの概要について説明いたします。

こちらのA3判横の「大曲中学校水泳プール改築事業について」という資料を御覧く

ださい。

まず、1ページの全体配置図を御覧ください。建築場所は、大曲中学校の正面から見て体育館の裏側になります。

次に、2ページの配置図を御覧ください。ちょっと拡大したものになります。水色の部分は、更衣室、トイレ等の附属施設になります。赤色の部分は、体育館との間の屋外通路になります。

次に、3ページの平面図を御覧ください。先ほども申し上げましたが、25メートルの10コースのプールとなります。図面の左側になりますが、附属施設といたしましては、更衣室、シャワー室、機械室、ここには浄水装置も備えます。このほか、トイレも整備いたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。高橋さん。
- 委員（高橋幸晴） 冬期間はここ水張るもですか。抜くもんですか。
- 教育総務課長（田口広龍） 水はそのまま張っております。
- 委員（高橋幸晴） ああ、そうですか。いずれへば、火災どがの時の、いわゆる水を使えるようで良いなと思ったんです。はい、分かりました。
- 委員長（小松栄治） 他にございませんか。大山さん。
- 委員（大山利吉） 課長、これプラスチックだごどはそれでいいべども、飛び込み台、スタート台っていうのは別売りなんだ。備品となるわけだな、これ見れば。あれ一緒にセットになってねもんだすべな。分がらねくて聞くやつ、今。
- 委員長（小松栄治） はい、課長。
- 教育総務課長（田口広龍） そのとおりです。
- 委員（大山利吉） んだんだ。プール屋は持ってこねんだ、それさ付いでねんだな。あのスタート台。
- 教育総務課長（田口広龍） 建築にはなっていないということで。
- 委員（大山利吉） んだべな、いい値段だな。ロープど合わせでな、5百何万なんて。はいはい、すいません。
- 委員長（小松栄治） 他にございませんか。挽野さん。

○委員（挽野利恵） すいません、ちょっとイメージ湧かないので、立面図もできれば見たいなあと思います。建物の方。そっちのなんだ、更衣室どが、あっちの方の。どういうふうに子ども達、通路を歩いてプールさ行くのがなっているのを、ちょっとイメージ湧かないので、お願いいたします。

○委員長（小松栄治） 東西南北の立面図、建物の方な。後で、昼間終わった後、我々さ出してければいいねげ。今、ある？出せるが？出せねが？んだやづが、さい。せば、どうが間に合うすな、へばな。いいすか、へば。

他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） これで質疑を終結いたします。

次に、竹村花火伝統文化継承資料館館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） それでは、「平成30年度大仙市一般会計補正予算生涯学習部生涯学習課花火伝統文化継承資料館」所管の事業につきまして、こちら資料 No. 2-1「平成30年度補正予算（案）」主な事業の説明書でご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。こちらの添付の資料もご用意しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

10款5項5目25事業「花火伝統文化継承資料館管理費」でございます。

ご案内のように6月16日竣工、8月5日オープンを予定しております。4階のはなびシアターで上映する映像につきましては、オープンに合わせて2本のプログラムをご用意しておりますが、今回の補正で第92回全国花火競技大会「大曲の花火」「大会提供花火」の映像を制作する経費をお願いするものであります。

補正額は1千94万7千円で、財源の内訳は全て一般財源でございます。

詳しい内容について、ご説明申し上げます

オープン時の2本は、1本が、通常の花火映像とドローンで撮影した映像を組み合わせ、花火が打ち上がる空間に入り込んだような映像を前方・左右・上方の4K4面のマルチスクリーンで楽しめるもので、タイトルが「体感花火」でございます。もう1本が、花火師の花火と向き合う姿勢や「大曲の花火」に対する思いなどを描いたもので、タイトルが「花火師の仕事 空の脚本」でございます。

今回、追加で映像制作をする理由といたしましては、資料館を訪れる全国の「大曲の花火」ファンを満足させるためには、大会の目玉である大会提供花火を迫力ある大画面で上映することが必須であると考えております。

そこで、事業説明書4の「A c t」でございますが、今後の方向性といたしまして、(1)この夏の大会提供花火を撮影し、4K4面マルチで上映するための高精細映像を制作するものです。なお、上映時期につきましては、冬期間は来館者の減が予想されることや新年の区切りなどから平成31年の1月を予定しております。

また、(2)といたしまして、「大曲の花火」の昼の部、夜の部をとおした大会の全編につきましても、花火文化を後世に継承するための貴重な資料であることから、こちらは1面ですけれども、4Kの高精細な映像で記録したいと考えております。

いずれにいたしましても、映像のアーカイブズならびに来館者のリピーターを増やしていくためにも、映像の更新は必須であるというふうに思っております。

今後、記念大会など特別な回については、4K4面マルチで制作することとしまして、普通の大会の場合は、比較的安価で市内業者でも撮影可能な4Kの1面で毎年作成をする方向でいきたいと考えております。

こちらに添付している資料でございますが、まず1枚めくっていただきますと、こちらが花火シアターの内観でございます。何も写していない状態になります。手前に見えます下に三つあります黒いのがスピーカーで、白いのがプロジェクターというふうになっております。

もう1枚めくっていただきますと、こちらが現在用意しております映像メニューの1本目でございます。ちょっと暗くて分かりにくいのですが、これが一応前方と右の壁面に映っているような映像でございます。

そしてもう1枚めくっていただきますと、2本目の「花火師の仕事」という映像でございます。こちらの方は、正面1面だけの映像となっております。

最後のA3の横のものは、4階のイメージになっております。上の方の映像シアターという所が、こちらの実際の場所になっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。丁寧な説明でありました。皆さんからはご質疑ありませんか。大山さん。

○委員（大山利吉） 館長、これ、来場者の数字、3万3千人。これあれだが、当初の見込み、それとも3年後にはこの数字、という意味？これはあくまでも開館した1年間はこのくらいっていう想像？

○委員長（小松栄治） はい、館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） これは1年間で想定した人数でございます。

○委員（大山利吉） 初年度の目標？

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 初年度の目標数値でございます。

○委員（大山利吉） それとも開館して3、4年もこの目標？ちょっと難しいな。んだな。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 一応初年度でございますけれども、このペースを保っていきたいというふうには考えております。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 大変素晴らしい会館になると思いますので、期待しておりますけれども、この駅前の周辺の、これからの人を呼び込む手段として、いろいろ各関係機関と連絡を取り合って、どのようにしたら人の流れがスムーズに来るのかということこれからちょっと検討してみたいかなければならないのではないかなと思います。これだけを集めてやっても、やっぱり必ず入場者は減ってくると思いますんで、魅力ある駅前ということをいろんな関係の人方とこれを機会に。いろいろあるんですよ、建物が駅前に。商工会議所なんかもステージなんかもあったりして。大曲は高校の町なんですよ、4校ある町なんで、そういう高校生方を何かかしかで、展示をしてもらおうとか、作品を。そういうことも考えながら、総合的な駅前を、人を呼び込むという。全庁内あげてっすよ、各関係する機関で考えていってもらった方が良いかなと。子どもたちがそういう展示物をどっかでやる、いっつも期間作ってやってるとすれば、保護者の方々、あるいはおじいちゃんおばあちゃんも来るだろうし。いろいろあるんしおんな、酒もなんかしな。いっぱいあるので、あど公園化もしてるし、非常にいい環境になってきたので、散策も出来るし。そういった全体的な環境を網羅したごどを、これから考えていって欲しいなというふうに思います。

○委員長（小松栄治） はい、館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 今、高橋議員からご指摘いただきましてありがとうございます。観光の施設としての役割も持っておりますので、観光分野との連携というのでも考えておりますし、また、生涯学習施設というふうな一面もございます。今

仰られたとおり、1階2階は市民のサークルの皆様にも活用頂いておりますので、そういった面も生かしまして、今高校生さんの展示などというのは、そういう所では可能ではあるというふうには考えておりますので、一体としてまず、これから考えていきたいと思っております。

○委員（高橋幸晴） 今言った高校生どうのこうのというのは、他の空きスペース、例えば商店の空きスペースがあったりしたら、そこも使ったらどうかということで、駅前周辺の全体の構図をみんなで考えていった方がいいんでねがなという。そうすればこの「はなびアム」も活用されてくるし、若者から高齢者まで楽しめるような町づくりをしていくべきではないかなと思います。

○委員長（小松栄治） 要望ですな。はい、館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 周辺の施設と、またいろいろ連携して、そのへんも考えて参りたいと思います。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。はい、挽野さん。

○委員（挽野利恵） 今回の1千万っていうのは、この花火の映像撮影の金額ですが、これ毎年新しい映像、映像って、入れでぐもんですか。というのもやっぱりこういうのって1回見れば同じ映像見るなんて、来る方なながないらっしゃらないと思うので。やっぱりこの映像が目玉賞品であるのであれば、毎年この1千万って予算組んで新しいものを入れていくような流れなんではないでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 今回はオープンという節目でございますので、4K4面という特殊な撮影ですので、これだけの一応お金が掛かってしまうわけですが、この後予定といたしましては、もう少し安価で、正面の1面という映像で大会全編を記録するという意味もありまして、それを記録していく分には、先ほど安価でと申しましたけれども、まず大体100万以内という額で市内の業者でも可能だということですので、それについては毎年というふうに考えておりますが。今回のようなパターンというのは、例えばこの先の何回記念という特別な大会の時には、こういった規模での撮影というのもまた考えております。

○委員長（小松栄治） はい、他に。小笠原さん。

○委員（小笠原昌作） 今高橋議員の方からいろいろ駅前からの花火の資料館へ行くところまで、いろいろ話してくれましたけども。実は、この前高校、三つの高校でしたけれ

ども、いろいろ10人ぐらいづつの方々とちょっと話し合う機会があったんですけども、これだけの素晴らしい施設あるんですけども、日中駅からこの丸子橋周辺だすな、食べ物処がないという声が非常に大きく、夜はいっぱい飲む場所はあるけれども、日中食べる所がないちゅうんですよ。それでそういうお土産等食べる所、全くないわけではないけども、昔富樫食堂なんか下の方は本当に大衆食堂ちゅう形で賑わっておったんですけども、そういうものをもうちょっと考えていただければ。特に団体であちこちからお客さんが来ると思いますが、そういうものも踏まえて考えていただければと。

○委員長（小松栄治） その対応、館長。

○花火伝統文化継承資料館長（竹村宏之） 小笠原議員仰るとおりでして、これは私自身もそれは痛感しておりますけれども。それは今後関係機関と考えて参りたいと思っております。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 他にございませんので、質疑を終結いたします。

ここで、説明職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。開始はちょっと余裕を見て、所用のため11時10分まで休憩いたしますので、よろしく願いいたします。

（ 休 憩 午前11時01分 ）

（ 再 開 午前11時05分 ）

○委員長（小松栄治） 全員揃いましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ふたたび、議案第76号を議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、所管事務調査のため、暫時休憩といたします。

（ 休 憩 午前11時06分 ）

（ 再 開 午後 3時59分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

請願第6号「中仙公民館鶯野分館体育館の改築に関する請願」を議題といたします。

質疑、ご意見を賜る前に、当局の方から今のこの内容も踏まえながら、簡潔にご説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。はい、部長。

○生涯学習部長（安達成年） そうすれば、今の請願につきまして、私の方から簡単にご説明申し上げます。

今の請願に出て参りました、鶯野分館ですけれども、かなり前の老朽化した建物でございます。先ほど見ていただきましたとおりでございますけれども、皆さんのお手元は大仙市の公共施設等の見直し計画の中から抜粋いたしました資料をお配りさせていただきました。

「中仙公民館鶯野分館体育館の改築に関する請願」ということで出てきておりますけれども、これに関しましては、大仙市の公共施設総合管理計画によりますと、平成33年度に解体という計画になってございます、計画上は。ただし、現在総合管理計画も先送り、先送りというふうな形になってございまして、その計画どおりにはいないのが大仙市の現状でございます、実際は。ただし、この鶯野分館のことに関しましては、様々な地域の方々の体育施設、それから分館の事業等で使われてございますし、現在もこの体育館に関しましては、冬のゲートボール、それからグラウンドゴルフ、それから地域の分館祭等で使用されているような現状でございます。本請願につきましては、コミュニティ施設の場として、改築いただきたいというのが地域の方々から出てきた内容でございます。

実際に生涯学習部で管理しております公民館に関しまして、私の方で抜粋した中で、管理計画の中で、資料1と2と3と3部付けてございますけれども、資料の2の方に公民館の施設、26施設ございます。この中で公民館に体育館が付随している施設を資料1として抜粋させていただきました。16施設にそれぞれ体育館がございます。13番の清水分館に関しましては、資料1の施設のNo.13に関しましては、現在新築というふうなことで、事業を行ってございます。この資料2の公民館2-1の公民館と書かれている部分の番号と、この資料2の公民館、資料の中の番号が一致するというふうな内容になってございますし、それから体育館の、この表の体育館の名称と書かれている部分につきましては、資料3の体育施設の中に入っております。例えば、中仙公民館長野分館ですと、資料3の8-1の体育館と書かれている中のNo.6の中仙農業トレーニングセ

ンターという名前に書かれてますけれども、この部分が長野分館と隣接している体育館というふうな形になってございます。それ以外、名前付いていない部分については、それぞれ花館公民館にも隣接体育館がありますよということで、まず空欄にはしてますけれども。公民館の位置付けの中で、資料2の中にふれあい文化センターって名前はございませんけれども、これは資料3の市民会館というふうな位置付けになってございますので、それで資料2の公民館の区分けの中には入ってございません。

というふうなことで、現在公共施設の見直しの中で、実際に私共の方といたしましては、今現在これを建て替える、解体するという全てについてはっきりした結論には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。それでは今部長がら補足の説明がございましたけども、皆様から質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） この計画ではやっぱり近いうち、かなり古しすおんな、壊すということで、現在も財政難の中でよ、建物をどんどん造っていぐっていうごどは、ちょっと難しいごどもあるので、私は慎重に考えていがないきゃならないなと思っております。ただし、住民の要望ということで、請願事項ですので、安易に否定も出来ませんので、継続という形でやってもらえれば有り難いですがけれども。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。挽野さん。

○委員（挽野利恵） 33年に解体計画と書いてあって、もしかしたそれ以降なるかもしれないですよ。計画は先の方に押しているっていう言い方変ですけども。で、例えば、押してその間使っていただくにあたって維持費ってどのぐらい掛がってるもんだすか。

○委員長（小松栄治） 部長。

○生涯学習部長（安達成年） 今の挽野議員の質問にお答えしますがけれども、正確な金額は今持ってませんので、ちょっと答えられませんけれども。体育館部分の維持費つつう部分については、普通の分館の維持費の中でやってございますので、単純に電気料と、例えば壊れた時の修繕料ぐらいですので、そんなに年間何百万も掛がってるなんていうふうな状態ではございません。

○委員長（小松栄治） 他にありませんか。藤田さん。

○委員（藤田和久） さっきの、途中でちょっと切れでしまってなんだけど。住民の皆さんは出来れば新しい体育館でも建ててもらって、そこで継続して使いたいっていう気持ちでしょうけれども、あんまり使われている頻度っていうのは高くねえおんな。まずな。で、今の建物をよ、例えば長寿命化で少しずつ手加えでよ、5年10年ぐらい長持ちさせるっていうようなやり方もあるわけよな、新しく建てねたって。これは簡単に賛成して良いのが、そごあたりをまずもう少し考えたらどうかっていうごどでさっき言ったんですが。

○委員長（小松栄治） 大山さん。

○委員（大山利吉） 計画で言うと33年解体っちゅう計画できてるわけです。しかし、住民がらまだまだ利用したいし利用する機会もたくさんあるんで、なんとか残してもらいたいと、こういう請願。非常にこの、どっち考えでもどっちさこの場合上げるっていうのは辛いわけですけども。けれども、そういう状況でどこまでも行きますと、平成17年の合併以来の公共施設の面積と合併以来13年経った今日、公共施設の面積、これを比較するとですね、かえって合併後の方が面積大きくなるんじゃないかな、なっていくんじゃないかなと、こういうような憶測、推測するわけですけども。この場合、今前例を、例えば平成33年じゃなくても34年どが5年どがなった場合に、やっぱり市で立てた計画がこうだけれども、市民からの要望があった場合は、必ずしもそういう訳にはいかないというごどになっていく訳ですな。まず例えばこれをやりましょうってごどになると。いうごどで、大変我々委員も苦しい選択なるわけですけども、これは委員長、最終的にですね私はやっぱり挙手によって継続か、採択するか、不採択するか、こういう方向でやった方が良いんでねがな。あどなんかね、当局もまだ案もまだ決まっていなくてないでしょう。決まってねすよな、部長な。この鶯野体育館ついて、市はどういたしますっていうごども何も、よーいドン基準にもまだなってねんだよな、全然な。そういう時点だから、当局のこれがらの判断どが考え方もあるだろうし。そろそろ挙手でどろが決めだ方いぐねすかな。

○委員長（小松栄治） はい、分かりました。今そういうご意見がありますので、他になければ本案件を採決に移りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） しかも継続というご意見が出ておりますので、大変恐縮ですが、継続を求める意見がありますので、まずは継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

多数であります。よって、本件は継続審査とすべきものと決しました。よって、本件につきましては、議長に対しまして、「閉会中の継続審査申出書」を委員長名で提出いたしますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、本件のことにつきましては、終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、請願第7号「多目的人工芝グラウンド整備を求める請願書」を議題といたします。本件に対しまして、質疑及びご意見はありませんか。その前に当局から簡潔にご説明あれば有り難いなあとっております。はい、部長。

○生涯学習部長（安達成年） そうせば、「多目的人工芝グラウンド整備を求める請願書」というふうなことで、請願書が出て参りました。これにつきましては、現在大仙市内に人工芝のグラウンドという施設はございません。尚かつ、現在使われているサッカーとか野球、グラウンドゴルフ等々に関しましては、河川敷を利用してございます。神岡、それから大曲も。そういうふうなことで、近年の、多分大雨等々で使用不能となったりする部分も多々あると思います。そういうふうな経緯も踏まえまして、おそらく今後の子どもの体力の低下等もございまして、今後のこの人工芝の維持管理に関しまして、普通の天然芝に関しまして経費も安くなるというふうな意味で、この整備をお願いするというふうなことで、この9,092名の嘆願をいただきまして、整備をお願いするというふうな請願が出て参ったとこちらの方では感じてございます。

以上です。

○委員（小松栄治） ありがとうございます。委員の方からご意見等伺いたいと思います。ありませんか。はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） これはいずれ必要な件だと思いますけれども、こういう人工芝、いずれ野球でもイベントでもってという関係のものですか、これ、こういうものは。どういうごどだすべな、内容的に。野球、陸上やれるようなっちゃう。

○委員（小松栄治） はい、次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） この請願書を見ますと、多目的ということがもう全面に出されておまして、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、まあここまでやるんだったら陸上競技場とまではいかななくても、タータン付のチップの、ゴムの陸上の時の競技場、ああいうのを例えば端っこの方に100メートルのコースを3コ

ースとか付けるとか、そのように多目的に使えるような構想をこの後考えていった方が
良いのかなと、いうふうに感じております。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） こういう施設は若者、高齢者の方々もグラウンドゴルフなんかやれ
るごどだから、良いわけです絶対。経費も多額になると思いますし、どうせやるんだっ
たら全国規模、あるいは東北大会規模で大会がやれるようなものを作った方が良いわけ
なんです。で、それは絶対経営的には単独ではできません。ですから広域で、やっぱり
広域化していがないと、こういうものは、文化施設どがこうゆう、これからは絶対広域
で、絶対県南でこういう施設あれば、他の大きい大会もやれるがら、やってみませんか
どが、そういう考え方でいがないと維持費も大変だし、こういうごどを何とか広域の方
にも一緒にやっていがないければ。そういう時代入ったんでねがなと思うんですけども。
ですから、他の県南の行政区域ど相談してもいぐべきでないがなと思います、これ。単
独ではちょっと難しいと思います。以上です。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。藤田さん。

○委員（藤田和久） この請願理由の中これ読んでみでもよ、本当に何して必要だがって
のがピンとこねんだな。グラウンドゴルフ、野球、サッカーの会場がねえわけじゃねえ
もの。で、私よぐ考えだらね、今プロスポーツがいっぱいあるもんな、だがらそういう
大会をできる施設が欲しいっていうごどなのがあと思ったんですよ。けども、さっ
きど同じような形でよ、これってものをどんどん作って行って、お金あればいいけども、
まず先のごども考えてやらないとこれ駄目なので、これはもう少し相談した方がいいん
じゃないがなと、これも私は継続がいいんでないがなと考えでらった。出来れば、三ヶ
月間でも担当のどごの考えもよぐ聞きながらよ、委員会で一回相談して判断するような
形にした方がいいんでないがなと、そういうふうに思っておりました。以上です。

○委員長（小松栄治） 高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 何度も言うどもすよ、どうせ作るんだったら、良いものを。ながら
まじなものは、おそらぐ。どうせ作るんだったら、良いものを。良いものを作るどなれ
ば、やっぱり広域で大会が可能なようなものだと思う。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ありませんので、採決にうつりたいと思います。今継続の審査が出ましたけれど、まずこれから皆さんにお願いしたいと思います。継続の方、挙手をお願いいたします。1名です。少数ですので、本件に賛成の方の挙手を求めます。よって、4対1で採択することに決定いたしました。以上で、本案件につきましては、審査は終了いたします。

この際、お諮りいたします。採択した請願7号「多目的人工芝グラウンド整備を求める請願書」は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、陳情第8号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題といたします。

当局の方からご意見ありましたらお願いいたします。はい、教育長。

○教育長（吉川正一） この陳情は毎年提出されている陳情でございます。従って現状に変更はございませんが、いずれ子どもたちに行き届いた教育を保証するために、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度はしっかりと堅持されないといけないとは考えてございます。以上です。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。皆さんがらご意見ありましたら。なければ採択に移りたいと思います。本件につきまして、採択することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は採択するべきものと決いたしました。ただ今、陳情第8号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

今事務局の方で配布しますので。ただ今配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ご異議がございませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古谷武美） ご異議がございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。7月25日から27日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、詳細については、後日連絡を申し上げたいと思います。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

(閉 会 午後4時26分)

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長